

# 學寮開基法海院樹心傳及その資料

日 野 環

## 一、はしがき

## 二、法海院樹心傳短綱

## 三、法海院樹心年譜

## 四、法海院樹心傳資料

品及法寶物類である。

(一) はしがき  
自分が往還寺所藏の資料を發見したのは既に七八年も以前のことである。それ以來これに加ふるを得たもの極めて僅少にすぎぬ。然るに往還寺の資料の主なるものは、樹心を傳するを以て直接の目的とせず、同寺の由緒を莊嚴するを當面の目的とする「由緒書」が、就中、最もまとまつたものなのである。その他は、樹心の私信、彼に因縁を持つ少數の人々の私信、及彼に關係を持つ少數の遺

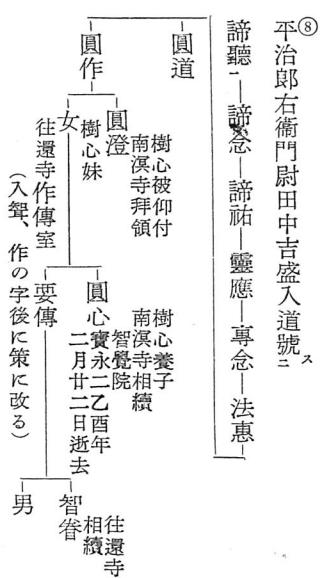
も亦止むを得ない。混然雜然たる資料も、永い間くりかへして眺めて見るうちに、一つの秩序を感じる様になつた。然し更に新なる資料の發見によつて訂正さるべき事のあり得べきは豫め期するところである。目下、氣付いてゐる事は、大谷大學所藏の「栗津文庫」と、東本願寺法務局所管の記録類を精査し得たならば、我等が彼に望む公人としての面目が、いま少し明瞭になるかと思ふ。然し自分としては、樹心の人間としての面を見るを得たの

を大なる喜とするものである。因みに本研究の標題を「齋開基法海院樹心」としたのは、往還寺に藏するところの古寫本「御講者次第書寫」によつたのである。かくて研究途上、拾つたストツクを清算することゝした。

最後に貴重な資料を貸與された往還寺々主に深く感謝するゝもに、種々助力を與へられた諸氏に有難く謝意を表する次第である。

(二) 樹心傳短纓

樹心は、能登往還寺の第八世圓作の長子として慶安二年(1649)に誕生し、その名を圓澄<sup>(3)</sup>と稱した。彼の下に三人の妹があつたことは彼の書翰によつて明である。然し母は何氏<sup>(2)</sup>なるか知るを得ない。けれども現在往還寺には、一如上人の御眞筆になる三名連記の法名がある。それには



とあつて、釋淨惠<sup>キハ</sup>は父圓作の法名であり、釋妙惠<sup>モウエイ</sup>とは彼が南溟寺へ入寺するにつき、生寺なる往還寺を後繼せしめた妹婿策傳の法名と斷定されるから、最初に記されたる釋尼妙空<sup>モウコン</sup>とは、彼の母の法名であると推定し得る。思ふに、彼の母は早く世を去つたらしく、現在我等が手にし得る資料のうちには、全く現れて來ないのである。

樹心の書翰には、求道的な傾向が著しく現はれてゐるのであが、これは早く母を失つた愛別離苦のうちから育くまれたのでではなからうか。今、彼の家系を示せば次の如くである。

さて彼の郷里なる能登の珠洲郡には、現に平家の落人の末裔と稱する豪家もあり、また平氏に縁りの姓を持つ家系や、貴人のそれを忍ばせる墳墓を持つ家々もあるが今、この系譜の如くんば往還寺の祖先も、その一統の入道した者でもあらうか。能登半島の先端部なる珠洲郡が、海を隔てゝ遙か越中と呼應する海邊に、鶉飼と稱する半漁半農の村落がある。往還寺はまさにそこに所在するのである。この鶉飼には當時から布令頭をして威勢を張つた妙嚴寺なる大坊があつて、往還寺はその地中である。

この貧弱なる樹心の生寺は、その頃未だ寺號の公稱も許されず、木佛の安置も許されず、わずかに繪像を奉懸し

たさゝやかな門徒四軒ばかりの小庵であつた。

## 二

往還寺圓作の新發意圓澄(樹心)が、鬱勃たる志を抱いて、武州江戸駒込の吉祥寺に至つたのは、寛文四年十六歳の時であつた。彼はこの曹洞派の學林に入つて、解行の研鑽に専念したのである。もとより頭角を拔んするところの存したもののが如くである。『往還寺由緒正統編』には

奥義に通達し、不日吉祥寺後住の沙汰ありければ、本宗に歸らんと直に上洛し、眞宗の法門を深く探し云々とある。もとより、由緒の記事どほりに採る事は出来ぬにせよ、凡そ十年程吉祥寺にあつて、三學の鍊行を重ねた。この間、他山の石によつて切磋した天稟は、一種の風格を以て學林を去つた事である。彼には、禪門の雲水者流に見るが如き一種の自在なる風格がある。又後日學寮の棟領として所化の薰陶に任じたが、其折の鍊成、<sup>④</sup>清規等はおそらく吉祥寺に修行せる賜物であつたであらう。

彼が吉祥寺を去つてから、御本寺に奉公するまでの足どりは確として明瞭ではないが、本願寺の記録には先ず「尼崎の海渕」と呼ばれて現れて来る。思ふに尼崎の邊に居住した時代もあつた事か。この間に「淨土宗」を学び、また西本願寺の學林に於て、本宗の學問を修めたものゝ如くである。當時既に本山に奉公せる噫慶と相ひ知り、互にその人物に傾倒しあつたのも、この西派の學林に入してゐた頃かと考へられる。噫慶はこの人物を吾宗門

に繋ぎ止め、その天戈を御用に立てむものと切に當路に對して推輓大いに力めた如くである。この誠意と努力が奏功して、延寶四年六月に、吾本願寺の家臣栗津右近が初めて彼を訪問するに至つたのである。これ、樹心の廿八歳の時であつて、彼と吾本山と因縁を結ぶ端緒である。またこの會見が樹心と右近との二人を終生の深交にまでもたらしたのであつて、右近は深く樹心の人物に於て見るところがあつたらしく思はれる。

かくて右近と噫慶との進言によつて、時の御門主常如意上人も彼を召出し御會談の御恩召が動き、茲に延寶五年の正月廿五日、初て書院に於て御目見えを許されたのである。かくて初對面の上人と樹心とでありながらもあたかも舊知の如く、非常な親愛と恭順の美はしさのうちに結ばれていつたのである。

再度の機會は、同じ延寶五年の三月に訪れたのである。

『年中行事日記』には――

三月廿七日の夜、尼崎の海漚(樹心)上京申候由達<sup>ニ</sup>上聞<sup>ハ</sup>、養動<sup>ヘ</sup>被<sup>ニ</sup>召寄<sup>ハ</sup>、終に及<sup>ニ</sup>深更迄御閑談、<sup>⑩</sup>惠明院室町通りに面し東向きに屋敷取りした一廓の地域がある。

殿へ此座にて海漚(樹心)教訓被仕候、此人、元來能州地下坊主の子也、然に近年は淨土宗を習ひ其後、西の寺内にて數年學問いたし、隨分と厚心にて、學智法義世に稀成者也、内々、長覺寺(噫慶)とは別而語りし故、爰元の様子上にも御恩召入有<sup>レ</sup>之候由傳承、御用にも相立ち申度望みも有<sup>レ</sup>之、智藏(噫慶)も達而強候故、去年六月に始而右近(栗津)參會し、心入之程推量之上、則内々申上置候而此方は歸參、當正月、表向の御禮申上置候、上にも御座近く今宵初而被<sup>ニ</sup>召寄<sup>ハ</sup>、御感甚々々々。

この記事は、御目見えの其場の情景を髣髴せしむるに足ると同時に、又樹心の人となりとその風格を躍如として示してをる。のみならずまた彼が本願寺に御奉公するに至るまでの、事情と吉祥寺退去以來の経過を物語るものとして重要な記録である。御召寄の場所「養動」とは、常如上人の御隠宅であつて室町屋敷とも稱せられてゐた。本願寺の御寺内の古地圖を見れば、魚之棚通りの角から

これが室町屋敷、養動の位置するところであらう。

此處に深更に及ぶまで閑談が續けられ、その間、同席の恵明院に對して彼は、其場で教訓致した如くである。

禪門師家の風格がはからずも片鱗を見せた感がある。恵

明院は、琢如上人の第六子で常如上人とは御兄弟である。

寛文十三年八月に水戸光圀の猶子として、常州盤船の願入寺を住持された方である。樹心が御奉公の後は、學友であり、同僚であり、恵明院は彼を先達として畏敬された如くである。この二人の終生の深い契りが、前述の如き場面から出發したことは興味深いことである。

當時樹心は南都に寓居して何事かを研鑽してゐたものゝ如く、談たまゝ是に及んだ。常如上人が、この年の四月に南都御遊覽の折り、この事を思ひ出され彼を訪ねむとせられたが、寓居不明のため其意を得られなかつた事がある。『年中行事日記』に――

十月廿七日、御堂衆に樹心被召出、於後堂御禮申上、其節御召之七條金地雲綵御珠數枚如様御持、御末廣被下。此坊主は道心學問の器量有之、一處不住に而罷在候處、御門跡様は器量承及、御一宗に歸依仕、御内證に而御對面被成、如レ此被召出候、樹心元は海漚也。

思ふに、かくの如きは當時として破格の恩召であつたであらふ。此時、法名を樹心と被仰付、上人の御眞筆を以て下し賜ふた。今もなほ往還寺に藏するところである。これまで「海漚」と稱した彼も、これより「樹心」と稱するにいたつたのである。時に彼はまさに廿九歳であつた。然るに彼は直に南都にひきかへし來年の春まで所期の研鑽を續けたのである。かくして東六條の御寺内に移り住んで、御奉公に専心したのは、延寶六年即彼の三十歳の所不<sup>レ</sup>知候故、其晩に木津より船にめし夜半に還御

とある。その頃より上人は愈々彼を愛し給ふた如くであつた。かくて、此年即延寶五年十月廿七日、御召出しになり堂衆として御奉公すべく仰付られたのである。『年中行事日記』には――

春よりの事であつて、同時に講談を仰せ附けられ、茲に、<sup>(17)</sup>

學匠として、また堂衆として御奉公する彼の生涯が開けたのである。この事の次第が、國許なる彼の父、往還寺圓作に報ぜられたのは、延寶五年閏十二月の栗津右近が圓作に宛てた自筆の書翰によつてであつた、<sup>(18)</sup>

一筆令<sup>レ</sup>啓候、先以、御門跡様御機嫌能被<sup>ニ</sup>成御座<sup>ニ</sup>候

間、可<sup>ニ</sup>心安<sup>ニ</sup>候、然者、

其方新發意圓澄儀、去十月御奉公に被<sup>ニ</sup>召出、御堂衆役相勤被候様にと被<sup>ニ</sup>仰付、御

召之七條之御袈裟など拜領、冥加に被<sup>レ</sup>叶候義と珍重に

存候、其元へは、未<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>相達<sup>ニ</sup>義も有<sup>ハ</sup>之と存如<sup>レ</sup>斯候、

委細之様子は、寶蓮寺正益可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>申述<sup>ニ</sup>候條、不能<sup>ニ</sup>

多筆<sup>ニ</sup>候

恐々頗首

尙々圓澄今程は南都に被<sup>レ</sup>居候、來春御寺内に引越可<sup>レ</sup>申由<sup>ニ</sup>候、法名も只今は樹心と被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候、尙

一應上京候而可<sup>ニ</sup>申承<sup>ニ</sup>候

以上

閏極月十日

栗津右近

(花押)

能州うかひ

圓作 老旨

けれども、この書翰が圓作の許に達したのは年も明けた延寶六年の春早々の頃かと思はれる。文面に「一應上京候而可<sup>ニ</sup>申承<sup>ニ</sup>候」とあるが、圓作はその子圓澄の御召出の次第をも承り慶び合ひ度き心は、促されるまでもなかつたであらぶが、然し彼が上京したのは、延寶六年の秋も過ての頃かと思はれる。

かくて樹心御奉公の因縁によつての故か、往還寺は木佛尊像の奉安並に寺號を往還と公許せられた。この「御免狀之寫」によると、それは延寶六年の八月十六日である。また奉安する木佛は、栗津右近の寄附するところで

あつて、右近の木佛寄附狀の寫によればその文面に「一

兩年中に必々上京待入存候、面上萬々可<sup>ニ</sup>申承<sup>ニ</sup>候」とあつて、圓作の上京を促してゐる。しかもそれが「八月廿八日」附となつてゐるからこの頃まで父圓作は樹心御奉公以來、未だ一度も上京致してゐなかつたと思はれる。

然るに、延寶七年の三月九日と推定し得る父にあてた樹心自筆の書翰に、「當年も御登待入申候、路銀の事、可<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>合<sup>ニ</sup>候」と申遣つてゐる。この「當年も」は「先年の上洛」

を前提しての言葉であるから、少くとも圓作は延寶六年中に上京してをり、しかもそれは八月以後であると断すべきである。かくてこの親子は、六條の御寺内に、慶びの對面を致した事であらぶ。

## 三

本宗末學の濫觴は、大和長福寺の慶秀に發足すると考へられる。彼は天正十七年に、「日本國王代記」と標題して一種の年表を選してをるが、即ちこれ、彼の學問が歴史的な關心より發足したものと見得と思ふ。果して慶長の中期に述作されたものが『正信偈私記』『三帖和讚私記』など一宗の勤式として、朝暮に用ひられてをるもの

を撰んでゐることは、宗門の現實に對する關心を物語るものとして注意すべきである。爾來、誓源寺圓智、東之

つて、それより凡そ四十年を過ぎるも猶未だ我御本山には、獨立した講學の道場を持たなかつたのである。  
樹心は茲に見るところあつて、宗風の興隆は、宗學の振勵からと、常如上人に對し奉つて學寮として獨立せる講堂の創建を進言したのである。上人は此進言を入れてその造營の許可を下し給ふた。宛名と日附は記されてないが、をそらく栗津右近に宛らしたものと思はれる御書翰に「一何にても所化堂、作見可申候、其時者樹心めしつれ候はゞと存事」とあるは、その間の事情を物語るものであらぶ。『年中行事日記』には――  
延寶六年正月

一樹心に會所屋敷被下、普請料銀子五貫目被下、所化ものとして注意すべきである。爾來、誓源寺圓智、東之

御預ヶ被成候

坊了海等によつて、宗内の教育が、堂衆の指導薰陶を中心として寺小屋式に漸次に發達しつゝあつたが、常如上人の延寶五年までは、宗門の教育機關として、獨立の施設と組織とを持つに至らなかつた。然るに西御本山にあつては、寛永十六年には既に所化寮の落成を見た事であ

とある。かくて樹心の進言と努力によつて、吾御本山には學寮の創設を見るに至つたのである。『往還寺由緒』には其節迄、於御本山講堂無御座候付、樹心奉願上候者、西御本寺者講堂有之候得共、當御本山未講堂無御座候儀、數敷奉存候何とそ御建立之儀被爲仰

付、被<sup>レ</sup>下候者難<sup>レ</sup>在可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>存旨奉<sup>レ</sup>願候得者、兩御門跡様、樹心願之儀御滿悅被<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>思召<sup>ニ</sup>候趣<sup>ニ</sup>而早速御造營之儀被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候處、無<sup>レ</sup>程成就仕、則於<sup>ニ</sup>右御長屋<sup>ニ</sup>始而亦樹心講談被<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>殊<sup>ニ</sup>今度者、講堂奉<sup>ニ</sup>願上<sup>ニ</sup>候爲<sup>ニ</sup>御褒美與<sup>ニ</sup>御堂衆役乍<sup>ニ</sup>相勤<sup>ニ</sup>、紋白之袈裟被<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>遊<sup>ニ</sup>御免<sup>ニ</sup>難<sup>レ</sup>在仕合而講談相勤申候云々

然しこの講堂の落成は、延寶六年の何月であつたかは

今是を詳にし得ない。又それが何處に位置したかも明示してゐない。然し一つの問題はそれが『惠空老師行狀記』

に記録する大阪門徒、平野屋五平の財的寄進によつて、枳殼邸西北側に建立されたと稱するものと同一なりや否やを一應吟味しなければならぬ。しかし若し同一なるものとするならば、惠空によつてこの御長屋は創設を見たのではなく、それはまさに樹心の進言と造營によつてな

つたものである。ともかくも「寛永十六年御拜領新寺内總圖」と貼紙して、元文五年六月に御境内町繪圖奉行によつて圖かれた『御拜領新御寺内總圖』には、間ノ町通り、中珠數屋町の突當り、涉成園(枳殼邸)内の西側に御學寮

として一廊の屋敷を圖示してゐるのである。今しばらくこの問題について斷定を保留するとして、常如上人の御時代延寶六年に創建を見た所化寮を中心として樹心、噫慶等の學匠が教學の振興に努力した事は想像するに難くない。差當り樹心が宗門子弟教育の重責を擔つて、指導的立場にあつたものゝ如くである。『年中行事日記』には延寶六年午年

一夏前に所化の衆、樹心に可<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>支配<sup>ニ</sup>旨被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>帳面に記<sup>レ</sup>之諸事指行候也

とあるはその時の彼の職責を物語るものである。かつて江戸の吉祥寺に入り曹洞宗の學林に、苦修練行した折の禪門の清規がこの時に活用された事であらう。往還寺に藏するところの、理綱院慧琳講師の自筆と稱する『學寮ノ由來』一巻には

樹心師もと能州の妙嚴寺方地中往還寺ニ誕生して武府に遊學す。泥洹院尊和尚、これに講主を命じ、禪家の清規を模して別に準則を堂つ、看過を爾渥くして……。(抄出)

と述べてある如く、後に高倉學寮講筵の壁書と稱する三條は、そのもと樹心の提示するところに始まるかと思はれる。ともかく、此時の彼の立場は學匠として單に講談を仰せ付けられたと云ふ如き單純なものでなく、講者として學事に關する或種の權限を委託されたものと思はれる。それが後世に於ける「講師職」では直にないにせよ、宗門の教育機關が獨立した形態を持つた時、それに就て指導すべく責任と權限とを附與されたるものなるは明である。少くとも「學職」の發祥をなすものと見てよろしからうと思はれる。かくてこの學匠に對する御門主の御憐愍も亦深いものがあつた。往還寺に藏するところの常如上人の御自筆の書翰に、(この御書翰は延寶六年三月三日ものかと推定されるのであるが)――

此中は久敷不<sub>レニ</sub>得尊意<sub>ト</sub>とおも<sub>ウ</sub>ことに存候、然者私宅作事に付、爰元へ可<sub>レ</sub>被<sub>レニ</sub>參出<sub>ニ</sub>内々承置候故、机も取出し毎日心待候へ共無<sub>ニ</sub>其儀<sub>ニ</sub>干方無<sub>ニ</sub>心元<sub>ニ</sub>候、恩光院殿には明日發足被<sub>レ</sub>成<sub>リ</sub>、貴下儀委御申置候、此方閑<sub>ニ</sub>候間御隙ならば何時よりも御出可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候 かしく

尙、如何様共勝手次第に候、近日は節句故禮者も參りやかましく候、明日から成共御出候半哉、あまり久敷見不<sub>レ</sub>申候故、若し持病なとも指起候や、無<sub>ニ</sub>心元<sub>ニ</sub>存候 恐々かしく

三月三日

(裏端、べ、樹心御坊 養動様)

椿(花押)

今これによつて窺ふに、樹心は時々常如上人の許へ、内々講談に參上致してをつたものゝ如く、「机も取出し毎日心待候へ共……」との御文面は如何にも情愛の切なるものさへ感ぜしめられる。しかも義務的なものを感ぜしめまいと「尙、如何様共勝手次第に候」と心遣ひをせらるゝのみならず、「あまり久敷見不<sub>レ</sub>申候故、若し持病なとも指起候や」といたはり下さる温情を思ふべきである。かくて、この御門主と末弟とは、水魚もたゞならぬ敬愛したのである。

藤島の横超寺願意が樹心(宛名往還寺様)に送つた二月二十日附の書翰が往還寺に藏されてゐる。これは延寶六<sub>(13)</sub>年

年の二月二十日かと思はれるが、その文面中に「其後氣

分大形本復の由大慶奉存候」とある。然ればその程近い以前に彼は病に冒されてゐた事が想像される。久しく常

如上人の許へ参らざりしもそのためなるべきか。彼は、

延寶七年の四月末から五月初旬にかけて、十死一生の大

患に罹るが、延寶六年の二月頃にも病魔に悩むだものかと思はれる。生來餘りに蒲柳多病の人であつた。

#### 四

常如上人はその公達、六男が皆夭逝されたので、異母弟なる光海を法嗣と立てられたのは、延寶六年五月十二日である。これ即後の一如上人であつて、八尾の大信寺から入山され新門主となられたのである。常如上人が名實ともに御隱退され、室町屋敷養動に住はれたのは、延寶七年の十一月二十四日である。然るにその後を承けられた一如上人は、多趣味かつ好學の志の厚い方であつたことは、その御書翰によつても窺ふ事が出来る。自ら論註、圓覺經等を講ぜられたかと思はれる。或は、聽講のために相當の準備した調べをなさつたことは明である。その御消息集には

明朝より論註講談之事候、晨朝過にて候、且又明後九

日朝飯後、彼狂句會仕候間早々御出候へく候。(抄出)

尙々祕藏之書物にて候はんつれとも、十二門通用の一

字ノ書候小本、少之間見申度候。(抄出)

明朝圓覺之講談候、懈台之事候間、左様ニ可被ニ心得

候、かしく。

昨今へいかゝ、明日より内々講釋初メ候ハんと申候へ

とも、一昨日昨日、所存之外之禮衆にて節々令昇堂、

舊冬閑居とハ相ちかひ、氣もかしらへ昇り氣相もあし

く、書本など見申事へさて置、飯後より枕にて候、も

はや出申間敷とハ存候へとも、器量も圓覺ならねハ、

先けふへゝと今日まで暮し候、何とぞ明日は靜にい

たし候て、少成とも下見仕候ハんと存候(抄出)

先朝暫時、嘵慶逐閑談、講釋之儀相極メ置候、書物

も取寄候てそろゝ下見仕候事候、就く其我等も可レ令

閑居」と存候(抄出)

かくて上人の講談苦心の自らの體験は、學徒に對する温い同情となつて顯れ、常如上人によつて礎石を置いた學寮が幕府の獎學の政策と平行して茲に愈々發展す

るに至つた。

樹心が病弱の身を挺して學事に當つてをる姿と、一見直に人を擊つ人物の風格とは、上人の心底に映じ、この御門主と末弟とは肝膽相照すかの趣を招致し一としほ樹心に對して御情けは深かつた。一如上人の彼に對する御憐愍は枚舉にいとまがない。『往還寺由緒正統編』は次の如く記してをる――

延寶六年五月に、御代第十六世無碍光院様新御門跡様

ニ被レ爲レ成、夫より兩御門跡様、樹心に被レ爲レ加ニ御哀憐を一度々奉レ蒙ニ難レ有御意ニ候乃至無碍光院様新御門跡様に被ニ爲成、始て大品の九十字御名號ニ御名御印まで被レ爲レ遊、則樹心を御座所江御召され御机の上より、御直に拜領被レ爲レ仰付、是は御家督最初書習にて其方に可レ與何んぞのそみなき歟、望あらは書可レ遣と御意に相成、往還寺江指下シ度、森川小十郎を以て奉レ窺候處、任レ望指遣すへく御意を蒙り云々

右は、延寶六年の事であらう。以て一如上人の樹心に

對する殊更なる御親しみを窺ふに足るのである。樹心が、

講堂の建立を獻策してそれを成就し、所化之衆を預り、諸事その指導に任じて、勤學に精進し、講談に苦心してをる延寶六年の夏の頃、給はつたと思しき一如上人の御書翰の寫しがある――

遣しからぬ暑氣、令ニ迷惑ニ候、無恙講席被ニ相勤ニ候よし大慶候、乍然、精之盡候ハぬ様にと思事ニ候、久々不レ逐ニ閑談ニゆかしく候へとも、勤學之節とわざと

不レ申候、隙之時節氣のハしかてら待入候、不宜。

尙々、毎日ノーわけもなき事に隙入、せめて一座なりともとおもひ候へとも、それさへ成かたく候て殘念に候、さて此香よ所より參候、あまり能も候ハねとも、學のなくさミにと遣し候也、明夕隙ニ候ハ、待入候、天氣能候へハ庭ニ涼所も候、しかし勤學ニあしき事ならは無用ニ候、

かしく。

又此文庫ハ、よ所よりもらひ候、もし書物入ニもとこれも遣し候、

以上。

林鐘二十五日

光<sup>⑨</sup>

海

今この御書翰と云ひ、又先に述べた常如上人の御書翰

と云ひ、そこに脈々として溢るゝばかりの温情を見る。

かくして我御宗門の教學は、本末の美はしい和合と、温いいたわりのうちより發足したのである。

如様が御逝去になり、翌二十三日に御葬式が執行された。  
『栗津日記拔書』による。――  
延寶七己未年

## 五

吾御本山では恒例の儀として、新御門主に對して御本書御傳授の事が行はれて來た。延寶五年五月常如上人の法嗣として、琢如上人の第五子光海が入山なされたにつき、同年十二月十八日に傳授の事が執り行はれた。『御堂日記拔書』に――

延寶六戊午年

一同(霜月)十八日晨朝過、新御門跡様江御本書御傳授有之、此節長覺寺、樹心貳人ニ同聽聞被仰付候、委細如三日記

とある。又同様の記事が『栗津日記拔書』にも見えて来る。長覺寺噫慶と樹心との二人が、この光榮ある儀典に列したのである。即學匠としての貢錄を示すものであらぶ。

延寶九年ニ御門跡様御君達様御遷化之時分、御葬式御供被爲仰付候處、裝束之分不殘拜領被爲仰付、殊茶色之御法服被爲下候而、染直シ着用仕候様ニ被仰渡候處、樹心申上候者、染直シ申而者、拜領之印茂無御座候間此儘着用仕候様ニ被爲仰付可被下旨、奉願上候得者、願之通其儘着用可仕旨、亦被仰渡難在奉存、其儘致着用御供仕申候。

すなはち當時の衣體として、重かつた茶色の法服の着

用を許可された事は破格の取扱ひと申すべきであらう。

當時の記録や書翰によつて窺ふに、一如上人を中心として、惠明院、噫慶、樹心の三人は、役務や仕事の上から、亦私交の親和さから云つても、甚だ深いものがあり、全く調和のとれた伴侣をなしてゐた様である。

樹心の御召出には、噫慶の推輓大いに力あつた事は既に述べたが、樹心の室の書翰によると、噫慶一家と樹心

一家とは、親戚縁者の關係を生じたかと思はれる節がある。天和二年八月と推定される書翰に――

京都親類方無事にて、殊に噫慶養子に金子左京と申を  
一二三年已前御奉公被<sup>ニ</sup>召出<sup>ニ</sup>候、殊の外御意<sup>ニ</sup>入候て、  
先頃栗津勝兵衛養子<sup>ニ</sup>被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>一門中悅申事<sup>ニ</sup>候（抄  
出）

とあるよりみれば、樹心の室を通じて、噫慶一家と血縁關係を生ぜしかを思はしむる。又樹心歿後、その嗣子圓心に送つた惠明院の書翰には、むしろ老婆心に近い親切が溢れてゐる。即この三人の情誼が、決して一應のものでなかつた事を物語るものであらう。

## 六

樹心の生寺往還寺は、妙嚴寺の地中として門徒四軒程の小庵であり、樹心御奉公のゆかりを以て、寺號の公稱も、木佛の奉安を許された事である。常如、一如の兩上人は、樹心の身分、境遇について考慮なされたものゝ如く、茲に南溟寺御下付の御申出となつたのであらう。『往還寺由緒』には――

樹心御奉公相勤申内、泉州大津南溟寺を拜領爲<sup>レ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候、然共病身<sup>ニ</sup>御座候故、寺拜領之儀乍<sup>レ</sup>恐御辭退申上度旨申上候得者、兩御門跡様より、重而之御意<sup>ニ</sup>者思召有<sup>レ</sup>之、拜領被<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>候間、無<sup>レ</sup>辭退<sup>ニ</sup>入寺可<sup>レ</sup>仕旨、御意被<sup>ニ</sup>成下<sup>ニ</sup>候ニ付、難<sup>レ</sup>有奉<sup>ニ</sup>拜領<sup>ニ</sup>入院仕候處<sup>ニ</sup>其後無<sup>レ</sup>程餘間出仕爲<sup>レ</sup>遊御免<sup>ニ</sup>、冥加<sup>ニ</sup>叶申難<sup>レ</sup>有仕合<sup>ニ</sup>而寺務仕申候、併常<sup>ニ</sup>在京仕、兩御門跡様江<sup>ニ</sup>御給仕申上罷在候云々

とあるが、然らば何時の頃の入寺であらうか。樹心の自筆の書翰にして、延寶七年と推定されるものに、「三月九日、南溟寺樹心」とあるから、延寶七年の三月九日以

前の入寺であらう。南溟寺は、その寺の記録によれば――

當寺は片桐某大和小泉之産也天文五年七月、本山十世證如上

人に就き得度し、法名明賢と號す。眞鍋主目なる者

城蹟即今在住の地をトし長泉寺と稱す。加之宅地拾町

六反餘を開拓し下條大津三百餘戸の居住地に貸與し、

俗に地子と云ふ寺錄となし、八十餘石を寺に附、然る

後、明賢の玄孫明行、江戸に一寺を立て寺號を是に遷

せり、其時、當寺を以て大津御堂と稱へ本山別院とな

る、後に本山十六世一如上人より、延寶年中、南溟寺

の號を下附せられ樹心に賜ひ、三世にして絶つ……(抄

出)

とある。猶その開基、明賢は、天文十年に寂してを

り、第六世明行が、長泉寺を江戸淺草に移し、舊寺を本

山に獻じ大津御堂と稱されるに至つたのは寛文十年である。自來、大津御堂・大津御坊と稱されたものを、南溟

寺と改稱して樹心に御下附になつた事である。然し樹心

は圓作の總領で能登往還寺の相續者である。依て、往還

寺は、彼の妹なるおみつに策傳なる僧を婿として相續せ

しめたのである。

樹心が南溟寺御下附の有難き恩召を頂いた時も一旦自分の健康を顧みて御断り申た様に、又一如上人や常如上如く、彼は生來多病虛弱であつた。殊に延寶七年の四月末から五月初にかけて、十死一生の大病を患つた。(4)自筆の書翰によると――

……次愚拙事、四月々末五月初、散々相煩、十死一生の體に御座候處、五月々中旬、得驗氣、頃日ハ大形克御座候間、其元へも様子知れ可レ申候間、定而かう成と存候へとも書狀延シ申候、今程ハ去年、懸シ御目ニ候時分よりは達者ニ御座候、然共序ニ而與爾養生可レ仕覺悟ニ而物讀等も閑候而、休息仕罷在候(抄出)

文中には父に心遣ひをせしめまいと、今程は去年御目にかかりし時分よりは達者に御座候と云つてをるもの、この病氣は彼をして自分の健康と子なき彼等夫婦の現在と、南溟寺の將來について考慮せしめたかの如くである。又往還寺には次の如き恵明院の自筆の書翰が藏さ

れてをるが、それには――

此菓子一折、蘭花一箇、令<sup>ニ</sup>進入<sup>ニ</sup>候、尙後刻御見廻可<sup>ニ</sup>

申入<sup>ニ</sup>候

十七日

海潤

頓首

とあつて、その裏端の見返しには、「樹心貴叟、海潤」とある。海潤は云ふまでもなく、惠明院の號である。思ふにこれは、樹心大病の折の見舞に關連した書翰ではあるまい。彼はこの大病を縁として、郷里往還寺のおみつの總領息子を自分の養子として迎へ南溟寺の相續者に擬せむとした。彼の自筆の書翰に――

一おみつ總領之むす子我等養子ニ仕度候、何レも致合點<sup>ニ</sup>候ハ<sup>マ</sup>當秋中ニ爲<sup>ニ</sup>上申<sup>ニ</sup>一度候、左候ハ乍<sup>ニ</sup>御苦勞<sup>ニ</sup>御同道にて御上洛被<sup>レ</sup>成可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下候……尙々其元御無事

之由、私大慶奉<sup>レ</sup>存候、我等病氣之由御聞被<sup>レ</sup>成候ば、嘸無<sup>ニ</sup>御心元<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>思召<sup>ニ</sup>與難義致候、早速致<sup>ニ</sup>本復<sup>ニ</sup>大慶存候、少も<sup>ニ</sup>御機遣被<sup>レ</sup>成間敷候(抄出)……

恐惶謹言

七月七日

南溟寺樹心

①御門跡様南溟寺江被<sup>レ</sup>遊御成<sup>ニ</sup>御機嫌能終日被<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>入<sup>ニ</sup>、其上右新發意、御目見江被<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>仰付<sup>ニ</sup>、樹心養子ニ可<sup>レ</sup>仕旨被<sup>ニ</sup>仰渡<sup>ニ</sup>、則栗津右近殿名付親として、御門跡様被<sup>レ</sup>

往還寺様貴下  
とある。七月にこの申出をして、一家の内に異議なくんばこの年の秋までに、圓作にその孫の兒を同道上洛すべきを申遣したが、八月の末から九月の間に、圓作は單獨に登り來つた様である。おそらくは、樹心不在中の南溟寺の寺務に當り、大病後の樹心をして、心安く滞京し御奉公せしめむが爲であつたであらう。

七

おみつの總領が、樹心の養子として登り來つたのは、延寶八年の春であつた。實父策傳が同道し來つたものと思はれる。この推定にはかく推定し得べき理由があるのである。『往還寺由緒』には――

然處ニ樹心實子無<sup>ニ</sup>御座候ニ付、右作傳新發意、六歳ニ寵成候者を延寶八年之春、南溟寺江引取申候其年九

月二十一日

遊御好ミ、民部與名を被レ下難、有奉レ存候

一如上人は、栗津右近を御供として、九月二十一日南

よりも樹心様の御ほめなされる事、そばにておかしき事に候……(抄出)

渓寺に御成り遊ばされ、晝の四ツ刻より夜の九ツ刻に至るまで終日、御機嫌よく御閑談、其折に、今度樹心の養子として能登より登り來つた策傳の總領市が始て御目見えを許されたのである。上人も可憐に存ぜられた如く、

右近を名付親として御好みの「民部」なる名を賜つた事である。樹心もしきりにこの坊をはめて嬉しがり、實になごやかな情景であつたらしく。それはこの時の様子を、

國許に報じた圓作自筆の書翰にも現れてをる。

閏十日之御狀當二十日ニ披見仕候、其許無事由、此方相替義無<sup>レ</sup>之、無事ニ皆々御座候間可<sup>レ</sup>爲御安心候。

御門跡様、當二十一日ニ此方へ御成被<sup>レ</sup>遊、御機嫌能、晝の四ツより夜の九ツに還御被<sup>レ</sup>遊候、其節、市者御目見え仕候處ニ、右近殿名付親にて、御門跡様御好ミ被<sup>レ</sup>爲民部と被<sup>レ</sup>仰下<sup>二</sup>候、中々難有御事言語絶斷ノ御事候、御元より頓而右近様へも御禮ニ御遣可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>成答ニ御座候、是も過分の御物入りのもろみニ御座候、人、

九月二十一日の御門跡御來臨の様子の次第を同二十五日國許へ報じた事であるが、「人よりも樹心様の御ほめなされる事、そばにておかしき事に候」とある文面が示すその座の風情のほゝえましき有様あたかも見るが如き感がある。この頃が樹心一家の最幸福な時代であつたかと思ふ。

## 八

嘗慶にしても樹心にしても當時の學匠たちは、單に講學を以て御本山に仕へたのみではなく、堂衆としての御奉公が本山出仕の本來の地位であつた。しかも當今之法務局所管の事務のみならず、御内寺向きの事柄や、其他の宗務一般にもそれゝの立場から參與したものゝ如く、常如、一如兩上人の御消息集はそれを物語つてをる。時には風流韻事の雅會にも加はり、連歌、俳諧、漢和、茶道、蹴鞠、能樂等の樂みを俱にした。當時吾が本山では宗主、連枝、堂上、門跡、武家、町方、内衆、文人墨客

などの往來が繁く、より／＼の風雅の集ひが催された事である。

かくて當時の學匠達は、宗門の運命を荷負し宗門と苦樂を共にしつゝ、法義の説明と大法の護持に當つたのであつて、その學問的意圖も決して宗門の歴史と、その現勢から游離した單なる研究と云ふ如きものではなかつたと思はれる。現今「日本學」なるものゝ提唱があるが、當時の學匠達の努力は、正に「日本學」と同様の意味に於ける「真宗學」であつたかと思ふ。我等は初期の宗學者の學問的意圖のうちに、「真宗學」なるものの本義を汲み取り、かくの如きものを生ましめた宗門のあり方を検討すべきであらう。

當時の社會が單純で、總ての組織が未分化狀態にあつたにもよるか、ともかく我御本山は、學事と云はず行政と云はず、混然として融合せる事情にあつた。かくて風雅澄心の集ひには、御門主も御連枝も、坊官も學匠も、その雅懷を延べて娛樂をともにしたのである。

我御本山の風流史の第一貢は宣如上人より始ると思は

れる。細川幽齋より歌道を傳授し、里村紹巴に連歌を學んで貞門の俳諧を創始した松永貞徳は、既に宣如上人と交渉のあつた事は『犬子集』に

### 七條東御門跡にて

廣き地の鳥もおしあふ御前哉

貞徳

とあるによつても窺ひ得べく、その他花ノ本一世を繼いだ貞室、詩仙堂主石川丈山、貞徳の長子昌三、昌三門の三竹等の出入があり。又上人三回忌の追善俳諧には北村季吟、半井立ト等も列してゐるのである。かくて琢如上人の時には、本願寺内衆の俳席には、御門主、新門様、御連枝、御内室、姫君様方まで參加せられる程であつて、季吟との交渉も益々濃きを加ふるに至つたとの事である。常如一如の兩上人に至つて、本願寺と往來する雅客は益々多く、時に常如上人は、吉良上野介の上洛を迎へて、その饗應に淨瑠璃ト子川合戦五段を觀覽に供された事すらある。一如上人の御書翰に――

明日季吟可<sup>レ</sup>參よしうけ給候、さ候ハ、當座之漢和、可仕候、又此一順出來候ハ、見せ可<sup>レ</sup>申と存申候、御急

候やうにと存候

元<sup>④</sup> 元限

逐塊 以上

とあるが是は季吟の來訪を機に、漢和の雅會を催すべ  
き事を、家臣栗津元隈に促がされたものである。又同じ  
く御書翰に――

廿九日御茶獻上可<sup>レ</sup>仕と存候、さ候へハ茶後如何様之儀  
可<sup>レ</sup>然候はん哉、久布俳諧なとも無<sup>レ</sup>之候間、能候はん  
と存候、又はいか<sup>レ</sup>御相伴も指圖馮入候、只御咄は亭主  
も草臥候……(中略)尙々明日御成之儀は可<sup>ニ申上</sup>存候  
おなしくハ俳諧も能候へく候。智藏(噫慶)も講談の  
内候間、御伽も成間敷と存候、野體成者にて樹心は  
きらひ候へとも、俳諧ならば湖春親子の中も能候ハ  
んか、たゞし林光院などにて狂か漢和ハいか<sup>レ</sup>、と  
かく返事待入候

廿六日 以上  
愚山 愚山

大進かたへ

思ふにこの手紙は、前門様(常如上人)廿七日御成の折  
の風雅の御接待と、同じく廿九日茶後のもてなし如何す

べきやとの意見を家臣栗津大進に求めたものであらう。  
就中、「湖春」とは北村季吟の長子であり、「林光院」とは  
相國寺の塔頭であつて、その百八代の首座が梵笠で、彼  
は栗津元隈の弟である。こうした因縁も手傳つて彼は機  
會ある毎に、上人と往來し唱和を樂んだ雅人である。  
即この梵笠首座の住持する林光院へ會所を移して、狂句  
か漢和かの雅筵は如何んとの提案と窺はれる。文中に「智  
藏も講談の内ニ候間、御伽も成間敷と存候」とある如く  
學匠への御心遣ひを示された事は有難い事である。同時  
に、「野體成者にて樹心はきらひ候へとも」とあるは、以  
て樹心の面目を示すものであつて道心厚く素朴峻烈なる  
彼の性格は風流韻事を餘り好まなかつた如くである。常  
如上人の御書翰に、「尙々アマカサキノ僧上イツ參候哉返  
事承たく候」とある。「尼崎の僧上」とはおそらく樹心の愛  
稱であらうが、その愛稱のうちに、「隨分と厚心にて、  
學智法義世に稀成者也」との彼の人と成りを現してをる  
かと思ふ。かくて常如上人について、一如上人について、  
これ等の覺匠にとつては、有難い知己であらせられたと

思はれる。然し一如上人の御書翰に――

今夕蹴鞠之事約諾仕候共、風あしく候、其上御用之儀  
被仰越ニテ、唯今御所ニ參上仕候間、けふハ得レ參間敷  
候、惠明院へ定隙にて可レ有候。

尙々其内早ク御用相濟候ハヽ、可レ參候。以上

三月盡日

樹心御坊 何<sup>(10)</sup> 云

とある如く、一如上人、惠明院、樹心等々の人々がう  
ちつどふて、時に蹴鞠に一夕の歡を共にした事を物語つ  
てをる。同じく上人の御書翰にして、長覺寺嘵慶及栗津  
右近に宛られたものに――

……尙々南溟寺(樹心)無爲候、此中ハ狂句付候て折々  
仕候キ、且又惠明院東行の事一段可然候、ケ様の次テ  
無之ヘ、東へむかれ候事もならぬ首尾ニ行末成候ハん  
と日頃笑止に存候、とかく下り被レ申候様に仕度候、我  
等ハ何とぞ下し度事と存候、彼人の行末しれぬ者に成  
候ハん、かねゝ存候其元左右次第下し可レ申候、海涯  
(樹心)へも内々ニ能々合點させ可レ申候、惠明ハ、人次

第成人にて候(抄出)

とあつてこれは、水戸光圀の猶子として盤船の願入寺  
に入寺されたが、上洛滞京中に不首尾となつたかの如く  
東行する機會を、兄なる上人をはじめ周囲の人々が案じ  
てるた。時に機會到來にせる折の事情を物語るものかと  
思ふ。嘵慶、樹心等もそれ等の事に關與した事を示すも  
のである。

また、常如上人が一如上人に御讓職になつたのは、延  
寶七年十一月廿四日であるが、それ等のいきさつに關す  
る事情の後味を示すかと思はれる、御書簡がある。それ  
は栗津元隈に宛られたものである――

尙々自今以後者、六ヶ敷用之事ニアラサル面白物語シ  
ニ、折々隙の時分ハ可レ被出候……先々智藏(嘵慶)ハ  
我等の今度の事を手順惡キトテ笑候間……南溟寺(樹  
心)氣しやう出てハめき候哉……(抄出)

これによると、常如上人の御隱退についても、樹心、嘵  
慶ともに、心配もし苦心も致した事を推測せしむる。そ  
のいきさつについて、樹心の氣性、或は何事かを元隈に

強談したであらうかを上人も案ぜられたのであらう。「南

渓寺氣しやう出てハめき候哉」とは彼の氣性の剛毅峻烈さを窺はしのるものである。

彼此綜合して考ふるに、當時の學匠は、自己を宗門の外に置き宗門を眺むるが如き態度がなく、あくまで、宗門全體の一連の内に自己を置き、自分の學を發見して行つたかの如くである。

## 九

樹心は謹嚴にして不詔不憇、邊幅を飾らず簡素に安んずる禪徒の風格を持した如くであるが、一面その胸奥には、綿々として盡きぬ情愛を湛へ、求道の志の切なるものがあつた様である。

既に述べた如く、彼の父圓作が、樹心が滯京して御奉公をなし不在がちなる南渓寺を留守すべく、能登より登り來つた。それは延寶七年の八、九月の間なるべしと思はれるが、彼は父上洛後の、能登の妹達の寂寥と、望京の思ひを察して、やさしき慰めの情ひをおくつてをる。かつ田舎の有縁の老爺老嫗の上にも思ひをはせてをつた

如くである。三人の妹達に宛てた彼の自筆の書翰に――

ひさしくあひ候へでなつかしくおもひ參せ候、みなみな無事のよしよろこび入候、老僧ゐまほど、そく才ニ

御入候あひた(二三行不明)

さては何事も此世の事は、遊めまほろしのごとくにて、よきもあしきも一たんの事にて候、ひとへに後生の事、御心にかけらるべく候、くわしく申たく候へども、いそかへしき事候間、あら／＼申參せ候、なほあとよりのたよりに申べく候、喜右衛門おばゝ、長右衛門おかゝへも、右のとほり申たく候、さぞ／＼いづれも、みやこ一しほなつかしく候へんと、をしはかり參せ候、かしく

おいちやとの  
おなつとの  
おみつとの

しゆしんぐ

これは延寶七年の九月頃の手紙と思はれるが、そこに溢れる如き人情の美はしさを見る事が出来る。延寶八年閏八月には、東海、西海の諸國に大風雨、大洪水、海嘯

があつて、爲に人々大いに悩み、天下大いに愁ふべきものがあつた。それからあらぬか、翌年九月廿九日には改元の儀仰せ出され、天和元年と改めて新しき世を迎へた事である。

しかし日本國中不況の難をまぬかるべきもなかつたらしく、泉州の百姓も困却しました能登地方にも同様の事情のため、人心は荒み豊かなならぬ往還寺の活計も窮し、又頻々たる盜難のために、おいちや（樹心の末の妹）の一家もわざらはされるところが多かつた。老父圓作は、遙か泉州にあつてそれ等故郷の情況を隨分と心痛し、強く往還寺の一族に注意をうながし、生計上の指圖をして自筆の書翰に――

（④を）あるのである。天和元年十二月のものと推測し得る圓作

自筆の書翰に――

……其許事外詰り候由笑止千萬に存候、此方在郷百姓方、つまり候事中々沙汰の限りニ御座候、隨分（無油斷）、喜右衛門、策傳、御才覺肝要ニ御座候……おなつ（樹心の仲の妹）わづらいのよしよく御座候哉、あんじ申事ニ候……佐次兵衛（樹心、末の妹の婿なるべし）所

（盗入候由、なぜにゆだん仕候哉……南漢寺様（樹

心）其事御聞ニテ笑止かりて御座候、……<sup>⑤</sup>南漢寺殿ニ、霜月廿四日ニ男子御よろこび、則名は網千代殿と申事ニ候、中々重愛不斜候……

外に頼母子被成候由うれしく存候……材木かい出し候て、その銀にて、先々命ツナギ申様ニ可レ被成候、又おもしろき事も可レ有候間、かならず如何とはしなされ間敷候

以上  
極月十五日

往還寺 圓 作（花押）

策 傳殿

喜右衛門殿

すなはちこの書信に於て、樹心に男子出生の旨の吉報を傳ふると同時に、國許の活計不如意の艱難に對して、キビ／＼とした實際上の意見と指示を致してゐる。茲に老父圓作の心遣ひを見るのである。この同一の事情に對して、樹心が彼の三人の妹達に送つた自筆の手紙がある。從つてこれは右に掲げた父圓作の手紙と、同じ頃に認められたものなるは云ふまでもない。

（端裏見返シ） おいちや

おなつ

しゅしんぢ

おみつ 旨

爰元かわる事なくみな／＼無事候あいだ、こゝろやす  
かるべく候、さてハおなつかせひかれ候てわづらへれ  
候よし、かへす／＼こゝろもとなくぞんし候、なにこ  
とにつけても、法義よろこばれ候事かんようにて候、お

い、ちや、たび／＼ぬす人にあはれ候よし、さきの世、人  
の物をかりおかれたるゆへとおほへ候、すこしも人を  
うらみおもへるましく候、すこしながらも、もしたよ  
りにもとおもひて、しろかね三つぶつかへし候、うけ  
とり申さるべく候、後世の事、うとからずこゝろにか  
けらるべく候、おみづへどれ／＼へも、たのもしくい  
たさるべく候、喜右衛門ばゝ長八ばゝへも、くわしく  
申つかへしたく候へとも、ひまなく候ゆへ、さう／＼  
申候、さても／＼ミな／＼法義心かけ、かんようには候、  
さくでん(作傳)かたへハ返事もせず候、ひさしくあい  
候へて、なつかしく候

かしく。

樹心三十三歳、すなはち天和元年十一月廿四日に、男  
兒が出生し<sup>①</sup>中々重愛不斜候」と圓作も認めてゐる。然るに  
網干代は早世したものか、現在我等の手にし得る限りの  
史料では、何等その後の手かりがないのである。樹心  
は多病なる自己を省みて、實子誕生にもかゝはらず當年  
八歳の民部を得度せしめ、南溟寺の後繼者としての資格  
を確定したのである。『往還寺由緒』――

民部儀、天和二年六月十二日ニ法名圓心<sup>與</sup>相改、得度  
被<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>仰付<sup>レ</sup>候云々

とある如く、民部ハ法名を「圓心」と稱して得度した事  
である。この折、民部の實父策傳が、能登より登り來り

しむ妹へ、盜難に困惑する妹へ、愛情と法義を贈るやさ  
しき兄樹心を見るのである。「若したよりにもと思ひて白  
銀三粒遣し候」とのやさしさは千金に價するものと思は  
れる。峻嚴不詔にして、而も無限の人生愛を胸にたゞへ、  
道心厚きこの若き學匠を懷かしまざるを得ないのであ  
る。

## 一〇

南溟寺に暫し滞在したかと思はれる。然るところ天和二年の秋の頃、樹心の健康は、保養を要するものとなつて、自坊南溟寺へ歸臥し、病を養ふべく、退京の止むなきに至つた如くである。樹心の室の書翰と推斷し得る往還寺宛の急報の手紙があるが、その日附は天和三年の三月十日かと推測せらるるが、この書状の文面を見るに――

去秋より歸郷致候其後、病氣相替義無<sup>レ</sup>之候へ共、いた與透とは無<sup>レ</sup>之候……猶近日御登之由、期<sup>ニ</sup>其節可<sup>ニ</sup>申陳<sup>ニ</sup>候(抄出)

とある。これは夫の病状を能登往還寺へ急報したものであり、而して、能登往還寺より既に病氣を見舞ふためか、ともかく登り来る報知もあつた事を示してゐる。三月十日の頃には、樹心の病状のハカハカしく回癒に向はず、難澁してゐるものあるを思はしめる。かくてこの年の五月十一日三十五歳を一期として惜しくも彼は(南溟寺に於て)逝去したのである。『往還寺由緒』に――

一八世圓作

於泉州南溟寺逝去、年號不祥、法名改淨惠、

則法名一如上人御真筆を以て下賜、

樹心儀終ニ天和三年五月十一日ニ於ニ南溟寺ニ病死仕、  
則院號法海院與御免被<sup>レ</sup>下候、然ニ其節御門跡様より樹

心儀者、御長屋開基之趣、被<sup>ニ</sup>仰出、則樹心命日ニ者、於御長屋ニニ月次之遠夜相勤候様、所化中<sup>ニ</sup>被<sup>ニ</sup>仰渡<sup>ニ</sup>候旨承傳申候

とある。元來この『由緒』は、寺格昇進の爲往還寺十二世智眷が、延享二年五月に認めて本山定衆へ提出したものであるから、記載の内容は虚構のものではなからう。然れば我等は茲に一如上人の御哀憐の深きを憶ふと共に、樹心もその餘榮、以て冥するべきであ。

樹心落命の後は、南溟寺は先年度得して法名を圓心と稱した民部が相續したのであるが、彼は時に九歳の少年であつた。然るに同じ年の十一月十五日に、彼の實父策傳は、能登往還寺に於て逝去した。幼い彼に不幸が一時に襲來したわけである。かくて南溟寺の寺務の實際に當つたのは老祖父圓作であつたと推量せられる。『往還寺由緒正統編』には、

とあつて、彼はその餘生を南溟寺に捧げ、そこに歿した事を述べてゐる。

樹心なき後の南溟寺を、何かと心配し世話をしたのは、  
噫慶と惠明院であつた様である。殊に樹心の室の書翰によると、彼女と噫慶とは血縁關係の間柄なるを思はしめる。又惠明院の書翰によると、圓心の室もこれまた噫慶と血縁の間柄なるかを思はしむるものがある。或は噫慶の子女ではなかつたか。樹心なき後、南溟寺圓心へ送つた惠明院の書翰に次の如きものがある。――

一筆會レ啓候、先以御無事ニ御座候由、珍重令レ存候、然ハ當年春、御内室平產、母子達者之由承及、目出度悅入候……古樹心老存命ニ候ハマ定而悅可レ被レ申候半ニと存候、申迄無レ之候へ共、樹心跡ニ候間、平日昔人被レ申候様ニ出世方、御油斷有間敷候……追而近所に候は、當山へも皆々御入來候様ニ可レ致候半ニ遠境無レ是非ニ候……(抄出)  
同じく惠明院の圓心宛の書翰に――

一筆令ニ啓達二候、承及候ヘハ、噫慶室逝去之旨驚入候、貴寺愁傷令レ察候、其元御内室ハ別而哀情不レ淺殘念ニ可レ被ニ存覺ニ候、申迄も無之候へ共、夫妻之常々道春なし、憐愍可レ有候、母アラヌ身ニ成申候間、其心シテ介抱尤ニ候、古樹心老本意(二三字不明)大切ニ諸共可レ被ニ致候、若年ノ中は合點難レ有事ニ見及候間、以レ序一言申入候、我等儀へ其方へは、無隔意ニ由緒ニ候故、付届之希迄も無レ之候上、遠境に罷有度候も得ニ貴意、難申候故如レ此候、乍ニ兩人ニ、噫慶をレ御分之人々之替ニ被レ存、教訓申事は必々我儘ニ、聞そむき被レ申間敷候、恐々頓首

候、

二月十八日

惠明院

南溟寺殿

以上の書翰によつて、南溟寺の若き後繼者に對する惠明院の婆心を見るのである。かつまたその心情をゆかしく思ふものである。しかもこのゆかしき惠明院の心情も、實は惠明院と樹心のありし昔の情誼の反映に外ならぬのである。圓心はかくて樹心の餘光をうけつつ諸先達

の誘導の内に南溟寺を相續したのであるが、元祿十三年

四月十二日、一如上人は遂に御遷化になり、御本廟は眞如上人の薰し給ふ世となつた。惠明院の書翰のうちに見える如く、祝福されて産れた彼の一人兒は早世して後なく、彼自身も亦寶永二年に逝去して、遂に樹心の血縁も絶えるに至つたのである。『往還寺由緒』には次の如く述べてゐる――。

然ニ右圓心實子新發意壹人御座候得共、若年ニ而病死仕其外實子無ニ御座、終ニ寶永二年二月廿二日ニ病死仕、則院號智覺院與御免被下候、依レ之南溟寺無住ニ罷成申ニ付、功德聚院様(眞如上人)より、御堂衆嘗慶を被レ爲ニ召出、於ニ能州ニニ南溟寺筋目之者ハ無レ之哉と

彼の學說の一端をも窺ふに足る筆錄類を求めて終に一部も得る能はざる現在である。往還寺に就いて尋ねるに、多少筆錄類の遺存した由を傳ふるのみで、今は全く見ることを得ない、恐らくは明治十年の大火に焼亡したものか。南溟寺に就いても亦同様である。同寺は明治八年に、寺運衰頽して大整理を行つてゐるから、或はその前後に散逸したものかと思はれる。

泉州ニ罷越寺相續茂可仕者ニ御座候得共、其折幼少ニ而殊ニ國を隔籠在候故、其儀茂無ニ御座、空ク所縁茂

## 切申候

かくて樹心の事蹟が永く埋れたのも、其一半の理由は南溟寺に於て彼の血縁の斷絶したによるかと思はれる。

## 一一

今、學匠としての彼の傳を、草し來り將に終らむとするに當つて、遺憾なる一事は彼の學說を全く窺ひ得ぬ點である。これは現在我等が手にし得た資料の中に、それに関するものを全然缺如してゐる故であつて、また止むを得ざる次第である。

吉祥寺に至り曹洞派の學林に學び、去つて淨土宗を究め、

學徒としての彼の一生をたどつてみると、江戸駒込の

西本願寺の學寮に宗學を修めた事は既に述べるが如くである。南都への遊學は、華嚴、法相等に關する研鑽にあつたかと思ふ。かくて本宗に歸り、講談に從つたのは延寶六年の春から天和二年の秋まで、即三十歳から三十四歳迄の五ヶ年である。この短期の間常如上人の御下命により學寮創建の業を成じて宗門の教育の第一の礎石を置いた事は銘記すべき事である。しかも極めて多忙な生活であつたことは、彼の書翰のほとんど總てに「手前關敷候而早々申入候」<sup>(2)</sup>、「ひまなく候故、さう／＼申候」<sup>(3)</sup>、「急々故早々擱筆」とこの種の言葉が附されてゐるを以ても知ることが出来る。故に惠空師に於けるが如き述作はもとより殊にその短き生涯に於ては期待すべくもない事である。けれども「此坊主ハ道心學問の器量有之」と云はれ<sup>(4)</sup>、「隨分と厚心ニテ學智法義世ニ稀成者也」と云はれた樹心<sup>(5)</sup>である。少くとも他日大成さるべき、講談の手記程度のものは、必ずなくてはならぬと思はれる。しかも今それ等の一部をも見る事を得ぬのは、おしみても猶餘りある痛痕事でなくてはならぬ。

（昭和十六年十一月再稿）

かくて我等はこの優れたる學匠の、學問的內容を窺ふ機會を失つたが、彼が宗門學事史上に印した足跡の輪廓だけはおほろけ乍ら見得たかと思ふ。資料を缺くため水深うして綱の短きの歎を禁ずる事が出来ぬ。我等は今、彼の學そのものに接し得なかつたが、人間樹心に深く接し得たことを、喜びとして満足しやうと思ふ。それにしても、餘りにも彼の人物とその功績が、宗門學事史から隠没し過ぎた事は遺憾の極みである。

### 註

- ① 『正統編』
- ② 『記錄』『講者次第』
- ③ 『由緒』『正統編』『栗津翰』
- ④ 「樹心翰七・八」
- ⑤ 『正統編』
- ⑥ 『正統編』
- ⑦ 『正統編』と「南漢翰」とに據て判定す
- ⑧ 『正統編』
- ⑨ 『記錄』

## II

『記録』

「資料参照」

『本願寺日記』

『正統編』所收の「龜陵講師真筆卷物」

『本願寺日記』

長覺寺嘆慶

『本願寺日記』

『本願寺日記』

『年中行事日記』

恵明院如晴は琢如上人第六子、慶安四年生る、寛文十三年

水戸中納言光闇の猶子となり常州盤船の願入寺に入院

「東本願寺大繪圖」「眞宗溫古國錄」第一輯本山繪圖の「七」

『本願寺大繪圖』

『本願寺日記』

『本願寺日記』

『本願寺日記』

『本願寺日記』

『由緒』『正統編』

「資料」「栗津翰一」照參

『栗津翰一』

京都市下京區中堂寺櫛笥町寶蓮寺なるべし、『由緒』『正

統編』とも「定蓮寺」と誤記す

『正統編』『記録』

## III

『正統編』『記録』  
「資料」の「樹心翰一」参照『正統編』『記録』  
慶秀自筆『日本國王代記』自家藏『由緒』『正統編』  
『常如消息集』一八八、原本は大谷大學藏

『資料』の「往還寺由緒」のを参照

『大谷大學圖書館所藏』

『本願寺日記』

『本願寺日記』

『正統編』「資料」参照

『眞宗大系總目錄』所收の「大谷派本巣沿革略」参照

『資料』の書翰集、「常如自筆翰一」

「恩光院」は「如上人の入嗣以前の院號」

「椿」は常如上人の一字號である

常如上人はその隱宅室町屋敷養動に因みて自ら「養動」と  
も稱された

『資料』の書翰集参照

## IV

『一如消息集』六四

『一如消息集』六六

『一如消息集』六八

『一如消息集』七一

『一如消息集』七二

『一如消息集』七二

「資料」その項下を参照

一如上人の證號

「如上人の證號」及『正統編』に收錄す。『一如消息集』五九はそれに據る

入嗣以後の一如上人の諱

## 五

『本願寺日記』

『正統編』『本願寺日記』

『由緒』『正統編』

「南溟寺翰一」参照

「惠明院翰一、二」参照

## 六

「樹心翰一」

「資料」の「南溟寺記錄抜書」参照

『由緒』『正統編』

「樹心翰三、四」参照

延寶六年に父圓作の上京せるを推測せしむ

惠明院書翰参照

「海潤」は惠名院の號である

「樹心翰四」

當秋とは延寶七年の秋

「樹心翰六」と「栗津翰二」とを考證しての結論である

## 七

學寮開基法海院樹心傳及その資料(一)

一如上人

「市」は民部の能登時代の幼名である

「圓作翰」参照

「閏十日」は八月の十日、延寶八年には八月に閏月あり

## 八

山梶子著『本願寺歴代法主句纂』参照

『一如消息集』一三五、原本は自家藏

「季吟」とは北村季吟

一如上人は逐塊とも稱された

東本願寺當時の家臣、栗津元隈

『一如消息集』一七〇

「愚山」は一如上人の號

『常如消息集』一七八

『一如消息集』三一七、それは『正統編』『記錄』に收錄されたものがその底本をなしてゐる

「何云」とは一如上人の號

『一如消息集』四八

『常如消息集』一八二

『一如消息集』一八二

「樹心翰七」参照

南溟寺に滯留中の老父圓作を指す

③ 「おいかや」は末、「おなつ」は中、「おみつ」は上、三人ともに樹心の妹である

## 九

參、武州川越大嵐、六月大地震あり（註一）

寛文四年（一六〇六）十六歳に志を立て武州江戸駒込の吉祥寺に至り曹洞派の學林に入る（註二）

三、畠林源の星林源不存(説二)

すべく内々常如上人に進言申上ぐ、樹心の御召出しは意慶及

右近の推輓するところであつた(註三)。

延寶五年  
**(一九)**正月十五日田中過

○三月二十七日の夜。尼崎の海幢(樹心)止涼  
如方は御對面表向まの御社を申上く

に達し、養動（常如上人御隱宅、室町屋敷）へ召し寄せられ御

閑談深更に及ぶ、同席の恵明院へ此座にて教訓す(註五)

○四月六日。常如上人南都へ成らせられ寺社一見の折、南都

（註）六にありし樹心を御尋ねありしも住所知れず空しく御歸還

○十一月二十七日。御堂衆として召出され後堂に於て御禮弔上

ぐ、其節御召之七條金地雲紋御珠數(教如様御持)、御末廣を下

さる、常如上人御自筆を以て「法名樹心」と遊ばされこれを授

づけ給ふ、これまで「尼崎の海漚」と稱されしもこれより「樹

(三) 法海院樹心年譜

慶安二年（一〇）能登鶴飼、往還寺第八世圓作の長男として誕生す、月日は不詳、名づけて圓澄と稱す、この年、日光御社

じ御長屋建立を願ひ上ぐ、早速御許可、樹心に會所屋敷及普請料銀子五貫目を被下れ、かつ所化御預け被成その成就するや始ての講談被仰付御褒美として紋白の袈裟の着用を許さる(註一〇)

延寶六年(三〇)○此年より講談を仰付らる(註九)

○夏前に所化の衆を樹心に支配致すべき旨仰付られ、帳面に之を記し諸事され行はしむ(註一一)

○三月三日。常如上人より御書翰を給ふ(註一二)

○六月二十五日。一如上人より御書翰をたまはり、同時に文庫、御香を頂戴す(註一三)

○一如上人、新門跡に被成て始ての大品の九字十字の名號を御直々に賜はる、また御所持の御墓木の珠數を拜領す(註一四)

○八月十六日。木佛尊像並寺號往還寺と御免被成らる(註一五)

○八月二十七日。新御門跡様より下賜拜領の九字十字の名號及墓木の珠數を往還寺へ差し遣すことの御許を給はる(註一六)

○八月二十八日。木佛は樹心申談するところにより栗津右近之を往還寺に寄附す(註一七)

○父圓作能登より上京す但八月以後なるべし(註一八)  
○霜月十八日。晨朝過、新御門跡へ御本書の御傳授あり、覺寺嘵慶と樹心と二人に聽聞すべき事を仰付らる(註一九)

延寶七年(三一)○この年(三月九日以前と推定)泉州大津御堂を南渓寺と改めて樹心に附與したまゝ、餘間出仕を仰付らる(註二〇)

○三月九日。澄淵能登へ下向致すに付き、父圓作に書狀を託す、當年も上京せらるべく路銀は合力すべしと申し遣はす(註二一)

○四月十六日。樹心郷里の父圓作に返書を送る。即、往還寺の本坊妙嚴寺の訴訟の件につき盡力せること、家内一同法儀によろこぶべきこと、隱歌銘小刀一本遣はされ度きことを申し遣はす(註二二)

○六月十日。蛸嶋仁右衛門に託して父圓作に書狀を送る即、去る四月末より五月初めに十死一生の大病なりしも、今は讀書年面會せし時分よりも達者になりしこと、然れども今は讀書も止めて當分保養せること、妙嚴寺の願事に力添えること等を申し遣はす(註二三)

○七月七日。蛸嶋仁右衛門、正院の惣兵衛、下向に付き父圓作に書狀を託す、四月末より五月初めの大病も回復せることと、妹おみつの總領息子を養子として迎へ度き事、右承知なれば當秋中に同道上京され度きことを申し遣はす(註二四)  
○七月二十三日。常如上人御公達、本空院幻如様の御葬式にあたり、惠明院、長覽寺嘵慶、樹心、法順坊の四人、その御棺を擔ぎ供奉申上ぐ(註二五)

○當年八月末頃より九月初めに父圓作能登より上京して南渓

寺に移り住む、但樹心が養子として所望せる、おみつの息子を同道せず(註二六)

○九月十日。樹心、郷里なる往還寺の策傳に書狀を送る、即上京せる老父は一段と無事なること、猶ひき續き當方に逗留すべき事を申し遣はす(註二七)

○同じきころ、郷里能登にある三人の妹に書狀を送る、父圓作上京後彼女等の望京寂寥の思あるべきを慰め、法儀をす、む(註二八)

延寶八年(三二)○この年春の頃、おみつの長男樹心の養子たるべく登り来る、その實父、往還寺策傳、同道し來り南漢寺に至る(註二九)

○閏八月、東海西海諸國に大風雨、大洪水海嘯あり天下大いに惱む

○九月二十一日。一如上人南漢寺に御成り遊ばされ、晝の四つより夜の九つまで終日御機嫌よく御座なされて還御、其節に市(民部の幼名)は御目見え仕る、栗津右近、名附親として

御門跡様御好の「民部」と申す御名を仰せ附け下さる(註三〇)  
延寶九年(三三)○二月十三日。一如上人御姫君光滿院道無様御遷化、その御葬式に御供し供奉の裝束一切を賜はる、就中、茶色の御法服ををのまゝ看用する御許を得る(註三一)

○九月二十九日。天和と改元す  
天和元年(三四)○霜月二十四日。樹心に男子出生し綱千代と名づく(註三二)

○九月二十五日。樹心に男子出生し綱千代と名づく(註三二)

○歳末の頃、三人の妹に書狀を送る。法儀をよろこび、人をうらまざることを誠む、また盜難に罹れる妹を慰めて白銀三粒を贈る(註三三)

○極月十五日。圓作南漢寺より故郷の策傳に書狀を送る、國許の家計の不如意を歎き、盜難に罹れる不注意を誠め、親戚和合すべきを訓誡す、南漢寺に男子誕生の吉報をも合せて通知す(註三四)

○樹心多病にして常に病魔になやまさる(註三五)

天和二年(三四)○六月十二日。民部得度して法名を「圓心」と稱す、時に年八歳、この時民部(圓心)の實父策傳、能登より上京し南漢寺に來る。(註三六)

○八月八日。樹心の室、往還寺策傳に書狀を送る、即先般遠路上洛の勞を謝し、京方親戚の繁昌を報す(註三七)

○この年の秋の頃、樹心京を引き上げ、郷里なる自坊南漢寺に病を養ふ(註三八)

天和三年(三五)○三月十一日。樹心室、能登往還寺に書狀を送る。即、昨秋以來歸郷病を養へる樹心の病状は替ることなきも未だ平癒に至らざることを報す(註三九)

○五月十一日。樹心終に南漢寺に於て落命す、一如上人院號を「法海院」と御免下さる、然るに其節、御門跡様より樹心は御長屋(學寮講堂)の開基たるの儀を仰せ出され、彼の命日には御長屋に於て、月次の連夜を勤むる様に所化中へ仰せ渡さる(註四〇)

○樹心落命後は圓心南溟寺に住職す、されどなほ幼少なれば  
樹心の父圓作、寺務に當りしもの如し(註四一)

○十一月十五日。圓心實父、往還寺策傳逝去す(註四二)

元祿十三年(樹心歿後十七年)○三月二十二日。常如上人七回  
忌法會

○四月十二日。一如上人遷化。

寶永二年(樹心歿後二十二年)○二月二十二日。圓心病死す、後  
院號を智學院と御免下さる。然るに圓心寶子一人早世して後  
なく南溟寺無住となる、眞如上人、噫慶に南溟寺筋目の者無  
きやの御尋ねありしも、往還寺には幼少の者のみなる故を以  
て河州出口光善寺殿舍弟法名真順院號智來院に住職を仰  
付らる(註四三)

以上

註 ① 『正統編』『記録』『講者次第』

② 『正統編』

③ ④ ⑤ ⑥ 「日記類」

⑦ 『栗津翰一』『由緒』『正統編』「日記類」

⑧ 『栗津翰一』『由緒』『正統編』

⑨ 『由緒』『正統編』

⑩ 『由緒』『正統編』「本願寺日記」

⑪ 「本願寺日記」

學寮開基法海院樹心傳及その資料(一)

⑫ 「常如翰」

⑬ 「如翰」

⑭ ⑮ ⑯ ⑰ 「由緒」『正統編』

⑱ 『由緒』及『正統編』に收寫せる「栗津右近木佛寄進狀寫」  
には「一兩年中に必々上京待入存候」とあつて、延寶六年

八月廿九日のこの書狀の時分までは、圓作は未だ一度も  
樹心の奉公以來上京してをらずと思はれる。しかも延寶  
七年の書狀と推定される「樹心翰一」には「當年も御登侍  
入申候」とあるからこの二つの書狀を彼此考證すれば、

樹心御召以來圓作の上京せるは、延寶六年八月廿八日以  
後その年内なりと推定さるべきである。

『御堂日記』『栗津日記抜書』

『南溟寺記錄』には「延寶七未法海院樹心」とあつて樹心の  
入寺を延寶七年とせり。然るに延寶七年のものと推定さ  
れる「樹心翰一」には「三月九日、南溟寺樹心」とあれば樹  
心の南溟寺に入寺せるは延寶七年にして、しかも三月九  
日以前と推定さるべきである。

⑲ 「樹心翰一」

⑳ 「樹心翰二」

㉑ 「樹心翰三」

㉒ 「樹心翰四」

㉓ ㉔ ㉕ ㉖ 「栗津日記抜書」

㉗ 「樹心翰六」には「老僧一段無事……(中略)此方逗留候間、

すべきであらう。

左様可」被ニ心得「候九月十日、策傳御坊、樹心」とありし  
かもこの書狀は延寶七年なりと考へられる。また「栗津

翰二」には「八月廿四日、往還寺殿」とあつて、この「往

還寺殿」とは圓作を指す。その書狀の文面は、圓作が上  
京して右近の私宅を訪れたるによりそのことに對する答  
禮のものと解される。依て、この二つの書狀を綜合して  
考へれば、圓作は延寶七年八月廿四日までに再度の上京  
を致してをり、九月上旬頃南溟寺に至り、そこに逗留す  
るに決したと考へられる。

〔樹心翰六〕

〔樹心翰七〕

〔由緒〕及「正統編」によれば、おみつの惣領が樹心の養子

として、南溟寺へ來たのは延寶八年の春である。然るに

當時六歳の幼童と同道し來つた者は、その實父往還寺策

傳であると思はれる。それを裏書するものとして次の如

く考證する。即樹心の室の書狀と思はる「南溟寺翰」  
に「妙惠様〔妙恵は策傳の法名〕久々に而御登……」とある  
が、これは天和二年八月の書狀である。即この年の六月

に民部が得度してをるから、その機會に實父圓策が能登  
より登り來つたことを指すものであらう。しかも「久々

に而御登り」とあるから、その時より程遠き以前に登り  
來つたことのあることを反面に示してをる、それが彼が解

實子を樹心の養子とするとき、同道し來つた折の事と解

〔由緒〕「正統編」「圓作翰一」  
〔由緒〕「正統編」  
〔圓作翰二〕には「南溟寺殿に霜月廿四日男子御よろこび、  
則名は綱千代殿と申事に候」とある。「南溟寺殿」とは樹  
心を指すこと勿論であり、しかもこの書狀は極月十五日  
附のものでこれが何年の「極月十五日」であるかによつ  
て、樹心の男子出生の年時が決するわけである。天和三  
年五月に逝去した樹心にとつては、延寶八年か、天和元  
年か、天和二年かのうち、そのいづれかの年の「霜月廿  
四日」でなくてはならぬ。

自分は二三の理由によつて、天和元年の霜月廿四日と推  
定する(資料、「圓作翰二」の註 参照)

〔樹心翰八〕。この樹心の書狀は「圓作翰二」と同一の事項  
が内容となりをるから、「圓作翰二」を天和元年と推定せ  
るかぎり、この書狀も亦同じ年のものでなくてはならぬ。

〔圓作翰二〕

樹心の自筆の書翰には、處々に自分の健康について述べ  
てをる。また、常如上人の御手紙にも「あまり久敷、見  
不申候故、若し持病なども指發り候や、無心元春候」  
とあり、一如上人も「乍レ去、精之盡候は又様にと思事に  
候」と、いたはり慰めてをられる、即彼は生來多病蒲柳  
の質であつたと思はれる。

- (36) 『由緒』「正統編」「南溟寺翰」、「樹心翰六」を考證して  
この推斷をなした。
- (37) 「南溟寺翰」
- (38) 「南溟寺翰二」
- (39) 「南溟寺翰三」
- (40)(41)(42) 『由緒』「正統編」
- (43) 「正統編」
- 今この註の項下に示すところの、參照すべき典據は、「資料」

### 【注意】

の部に集録せるを以て就いて見られることを望む。因みに、  
『由緒』は『往還寺由緒』。『正統編』は『後集往還寺由緒正統  
編』。「常如上人消息」は「常如上人御消息」。「一如上人消息」  
は「一如上人御消息」。「栗津翰」は「栗津右近書翰」。「樹心翰」  
は「樹心書翰」。「圓作翰」は「圓作書翰」。「南溟寺翰」は「南溟  
寺書翰」。『本願寺日記』は『本願寺諸日記抜書』。『記録』は『往  
還寺記録』の略記である。(以上)